

## 現場説明事項・施工条件明示事項

この現場説明事項・施工条件明示事項は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

1.3.5、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）及び（機械設備工事編）1.3.3 による「施工条件」の特記事項である。

また、工事を進めるにあたり、「長野県営繕工事の手引き（長野県建設部施設課）」を活用すること。

長野県営繕工事の手引き：<https://www.pref.nagano.lg.jp/shisetsu/tebiki.html>

### 1. 工程関係

・当該有料道路は令和7年3月15日まで料金徴収を実施しているため、実際の工事施工は令和7年3月16日以降となります。

・本工事に関連する別途発注工事の予定

発注機関	工事名	工期	工事内容	備考

・本工事に近接ないし競合して下記の工事が施工されるので、受注者間相互の連絡調整を密にして、その内容を監督員に報告して施工すること。

発注者	工事名	工期	影響箇所	備考
長野県 道路公社	電気設備改修・ 撤去工事	R6.11.7～ R7.9.2	中野トンネル内及び 管理事務所・料金所 及びその周辺	協栄電気興業（株）
長野県 道路公社	料金収受機関係 機器取り外し	R7.3.16～ R7.4末日予定	料金所	三菱重工機械システム （株）
長野県 道路公社	車線切替工事	R7.1～R7.6末 日予定	料金所及びその周辺	
長野県 道路公社	道路維持作業	R7.3.15まで	料金所及びその周辺	（有）高見澤土建 R7.3.16～は長野県
長野県 道路公社	除融雪作業	R6.12～ R7.2.15	料金所及びその周辺	中野土建（株） R7.3.16～は長野県

※本工事のうち料金所解体施工時は、道路管理者が長野建設事務所となるため交通規制は長野建設事務所と協議を行うものとする。

## 2. 用地関係

- ~~・施工に必要な仮用地~~

## 3. 安全対策関係

### ① 交通誘導警備員

受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。

※交通誘導警備員は、施設管理者等からの要請又は施工条件に変更が生じた場合を除き、原則として設計変更の対象としない。(任意仮設)

- ~~・工事期間中 延べ〇〇人の交通誘導警備員とし、設計変更の対象とする。(指定仮設)~~

- ~~・交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を配置する。(指定仮設)~~

- ・(主)中野豊野線においては、長野県公安委員会告示第70号(令和2年10月1日)により交通誘導警備業務を行う場所ごとに一人以上の1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を配置して実施すること。

### ② 安全施設

※発注者が想定している仮設(ゲート、仮囲い、仮設間仕切り壁等)については、図A-21に示したとおり。受注者は明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。(任意仮設)

なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときには設計変更の対象とする。

- ~~・仮設(ゲート、仮囲い、仮設間仕切り壁等)については、図〇〇〇に示したとおりとする。(指定仮設)~~

## 4. 工事用道路関係

- ~~・現場への工事関係車両の入退場は以下の路線から行う。~~

~~路線名:~~

- ~~・以下の路線は、大型車両の通行にあたっては制限があるため、受注者にて所轄警察署にて通行の許可を受けること。~~

~~路線名:~~

## 5. 建設副産物関係

- ~~・現場内に車両重量計(トラックスケール)を設置し、建設副産物の積載前後の重量を計測すること。最終的な建設副産物の数量にて設計変更を行う。~~

## 6. 生産性向上技術の活用関係

※本工事は、「週休2日工事实施要領」第3(1)発注者指定型週休2日工事の対象である。

なお、経費の補正については、「週休2日工事に係る経費の補正について(別紙1)」による。(工事発注時は4週8休を想定した設計単価で積算している。)

実施要領・経費の補正について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/infra/kensetsu/gijutsu/syukyu2niti.html>

~~・本工事は、「建築工事における情報共有システム活用試行対象工事」である。情報共有システムを導入するにあたっては、「建築工事における情報共有システム活用施行要領(長野県建設部建築住宅課)」に基づき実施すること。~~

~~試行要領：<https://www.pref.nagano.lg.jp/konchiku/asp.html>~~

## 7. ワンデーレスポンス・ウィークリースタンス

① この工事は、ワンデーレスポンス・ウィークリースタンス実施対象工事である。

② 「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するなど、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現することである。ただし、即日回答が困難な場合は、回答が必要な期限を受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなどの回答を「その日のうち」にすること。また、受注者は計画工程表の提出にあたり、工事の進捗状況等を把握できる工程管理の方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

③ 「ウィークリースタンス」とは、受発注者間で効率的かつ計画的に工事・業務を進めるためのルールを定める受発注者共同の取組であり、成果物の品質確保と、ワークライフバランスの推進による担い手の確保・育成を目的とする。「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者間で十分な意思疎通を図り、取組を行うとともに、取組内容については施工計画書に記載すること。

実施要領：<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/weeklystance.html>

## 8. その他

### ① 保険

受注者は、以下の保険に加入すること。

※工事目的物、工事材料及び仮設物等に生じる損害を填補する保険(建設工事保険、組立保険、火災保険)。なお、保険金額は、請負金額以上とする。

※工事作業員・作業員の身体傷害を填補する保険(法定外労災補償)。

法定外の労災保険への付保状況について、受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるものにより、監督員の確認を受けなければならない。

※工事の施工に伴い第三者に与えた損害を填補する保険(請負業者賠償責任保険)

### ② 部分引渡し

~~・工事の完成に先だって引渡しを受ける部分(指定箇所)は、図〇〇に示す箇所とし、その時期は〇〇〇とする。~~

### ③ 共通費実態調査

~~・本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握することにより、発注者における工事費積算のより一層の適正化を図ることを目的とした「共通費実態調査」の対象工事である。~~

~~なお、調査票は、以下に掲載している。~~

~~調査票：[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_fr2\\_000015.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000015.html)~~

# 特記仕様書(共通事項)

建設部施設課

(R6.4.1)

## 1 保険等

~~建物(施設)引渡しまで工事受注者は、現場説明事項・施工条件明示事項に定める保険に加入しなければならない。加入期間は原則として工事着手日とし、その終期は工事しゅん工後14日以降とする。~~

## 2 各種調査等に対する協力について

~~本工事について、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う下記調査等に対して、協力しなければならない。~~

### (1) 公共事業労務費調査

- ~~・ 請負金額が1,000万円以上の場合の工事受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。~~
- ~~・ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、工事受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。~~
- ~~・ 工事受注者が本工事の一部の工事について下請契約を締結する場合には、当該下請業者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が上記と同等の義務を負う旨を定めなければならない。~~

### (2) 資材調査、建設副産物実態調査等

### (3) 共通費実態調査

- ~~・ 共通費実態調査(工事受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映することを目的としたもの。)の対象工事である場合には協力すること。~~

## 3 工事検査

~~施工途中において会計局契約・検査課職員または、発注機関の長の指定する職員による抜打ち検査を実施場合には、検査に協力すること。~~

## 4 被害届等

~~暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。~~

## 5 工事实績情報サービス（CORINS）の登録について

- (1) 請負金額が500万円以上(税込)の工事については、工事实績情報サービス(CORINS)の登録をすること。
- (2) 登録する場合は、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受け、次に示す期間内に(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)に登録の手続きを行うこと。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、速やかに監督員に提示すること。

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

- ① 工事受注時 契約締結後、契約日を除き10日以内
- ② 登録内容の変更時 変更のあった日から10日以内  
(ただし、期間には、土日祝日等を含まない。)
- ③ 工事完成時 工事完成後10日以内

## 6 施工体制台帳に係る書類について

- (1) 工事受注者は、請負契約した全ての下請業者について、建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けるとともに、その写しを監督員に提出すること。
- (2) 「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。
- (3) 次の業種についても請負契約に該当するため、(1)と同様とする。
  - ・ 1日で完了する請負契約、少額な作業・雑工の請負契約
  - ・ クレーン作業、コンクリートポンプ打設等の日々の単価契約で行っている場合
  - ・ クレーン等の業種オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合

## 7 主任技術者及び監理技術者の専任について

主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）が専任を求められる工事である場合、監理技術者等を専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、次の期間については、専任を要しない。

なお、具体的な期間については、監督員との打合せにおいて定めることとする。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、または仮設工事等が開始されるまでの期間）
- ② 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

## 8 産業廃棄物等の取扱い

- (1) 廃棄物の処理に当たっては、工事受注者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為）するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に行うこと。
- (2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。
- (3) しゅん工した時は、廃棄物ごとに処理数量を集計し、積込み状況の写真、処分状況の写真を添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出するとともに、マニフェスト A 票、B2 票、D 票並びに E 票の原本（廃棄物の種類ごとに 1 セット）を提示すること。ただし、しゅん工検査時には、原本全てを提示すること。

## 9 再生資源利用促進計画書等

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（ラージリサイクル法）に基づき、工事受注者は、工事の着手前に「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成し、監督員へ紙・データ共に提出のうえ、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示すること。

また、しゅん工後に「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を COBRIS（建設副産物情報交換システム※）で作成する。

監督員が実施状況を COBRIS から確認する。（提出は不要。ただし、実施書を COBRIS 以外で作成している場合は提出が必要。）

対象工事：ラージリサイクル法に規定する一定規模以上の工事

※（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する建設副産物の情報交換サービス

## 10 安全対策関係

- (1) 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
- (2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月 4 時間以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。
- (3) 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第 0424001 号平成 21 年 4 月 24 日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の 2 の (2) 手すり据置き方式又は (3) 手すり先行専用足場方式により行うこと。

## 11 環境対策関係

- (1) 現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。
- (2) 夜間、早朝等の稼動を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートを選定に当たっては影響の少ないルートを選定すること。
- (3) 汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等環境の回復に努めること。
- (4) 熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。

## 12 過積載の禁止

- (1) 工事の施工計画にあたって、施工計画書に次の事項を具体的に記載するとともに、施工時においても遵守すること。
  - ① 積載重量制限を超過しての建設発生土及び廃棄物、資機材（以下「資機材等」という。）の積載重量の厳重チェックを行うこと。
  - ② 過積載を行っている資機材納入業者からの資機材購入は行わないこと。
  - ③ 過積載を防止するため、資機材の購入にあたっては、納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
  - ④ 資機材等の運搬には、さし枠装着車、物品積載装置等の不正改造した車輛及び不表示車等を使用しないこと。  
また、同車輛からの資機材等の引き渡しを受けないこと。
  - ⑤ 下請業者や資機材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた者または車輛を使用した業務等において悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
  - ⑥ 飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。
  - ⑦ 土砂等の運搬に関する事業者の選定に当たっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第 12 条の規定に基づき届け出た団体構成員の雇用に努めること。
- (2) 以上の点について、下請業者についてもこれに準じ徹底すること。

## 13 製材等及び再生木質ボードの合法性の確認について

製材等（製材、集成材、合板、単板）又は再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板又は木質系セメント板）については、「長野県グリーン購入推進方針」（以下「推進指針」という。）の製材等又は再生木質ボードの判断基準に従い、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」（以下「ガイドライン」という。）に準拠した証明書（ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が、4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した証明書でもよいこととされている。）を監督員に提出すること。

なお、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

長野県グリーン購入推進方針及びガイドラインは、下記によりダウンロードすることができる。

推進方針：

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/hozen/documents/1-r02greenpolicy.doc>

ガイドライン：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4sikumi02.pdf>

#### 14 セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について

- (1) セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について監督員に報告する。
- (2) セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。
- (3) 六価クロム溶出試験は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（以下「実施要領（案）」という。）により実施し、土壤環境基準を超えないことを確認する。

実施要領（案）：<https://www.mlit.go.jp/tec/kankyoku/kuromu.html>

#### 15 アスベスト建材使用箇所等の事前調査（協議による）

- (1) 石綿等による健康障害を防止するため、とりこわし、改修工事の解体及び撤去等作業前、図面・施工範囲目視、その他適切な方法によるアスベスト含有材料の有無について調査を行い、報告書を監督員に提出する。アスベスト含有材料が無かった場合においても書面にて報告を行う。

報告書の記載内容

- ① アスベスト材料の種別
- ② アスベスト形状、飛散可能性の有無
- ③ 製造所・製品名称、製造所の公表するアスベスト含有率

なお、上記調査において、アスベスト分析調査が必要な場合は別途監督職員と協議を行う。

- (2) 監督員の指示による「建築物等の解体等作業に関するお知らせ」について、工事現場内の適切な場所に掲示を行う。

**※設計段階の調査では、今回施工対象となる建築物にアスベスト含有は確認されていない。このため作業前の事前調査については必要に応じて協議を行うこと。**

#### 16 建設業退職金制度について

- (1) 工事受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (2) 工事受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。

- (3) 請負代金の額が 800 万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、工事受注者は建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後 1 ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合又は、建退共対象労働者を使用しない場合においては、あらかじめその理由を書面により申し出ること。

## 17 資材の県内産優先使用及び県内企業の優先採用

- (1) 工事受注者は、本工事に使用する材料については、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材を優先使用するように努めること。
- (2) 工事受注者は、工사용資材の調達に当たっては、極力県内の取扱業者から購入すること。
- (3) 工事受注者は、本工事に県外産資材を使用する場合は、次に示す資材について、その資材名及び県内産資材を使用しない理由などを「県外産資材使用報告書」（別紙 1）に記入し、監督員に提出すること。
- ・生コン      ・砕石      ・加熱アスファルト合材      ・コンクリート二次製品
- (4) 下請契約を締結する際には、県内企業の採用に努めること。

## 18 再資源化及び再生資源等使用状況

工事受注者は、しゅん工時にコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの再資源化の状況、再生資源（再生クラッシュラン、再生アスファルト・コンクリート、再生土砂）及び信州リサイクル製品の使用状況について、「再資源化及び再生資源等使用状況報告書」（様式 8 号）に記入し、電子メールにて監督員へ提出すること。

## 19 レディーミクストコンクリート製造工場の選定について

工事受注者は、I 類コンクリートの製造工場を、JISマーク表示認証工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリート製造に係る指導及び品質管理を行う施工管理技術者（コンクリート主任技士等）が置かれ、良好な品質管理が行われている工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定する。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

## 20 工事進捗状況報告書

監督員の指示により、毎月の工事の進捗状況を報告書にまとめて提出する。

添付書類

- ・工事記録（工事の経過に伴う主な工事内容等の事項を記載した月報）
- ・工事打合わせ記録簿（当月分）
- ・工事写真（工事の進捗状況がわかるものを数枚）

## 21 生産性向上技術の活用について

- (1) 工事において情報共有システムを導入する場合には、「建築工事における情報共有システム活用試行要領（長野県建設部建築住宅課）」に基づき実施すること。

試行要領：<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/asp.html>

- (2) 工事において遠隔臨場を実施する場合には、「建築工事の建設現場における遠隔臨場に関する試行要領（長野県建設部建築住宅課）」に基づき実施すること。

試行要領：<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/enkakurinjo.html>

- (3) 本工事において、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合には、国土交通省大臣官房官庁営繕部による「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（令和5年3月1日付け国営建技第14号）」に準拠して実施すること。

## 22 労働環境の改善について

- (1) 本工事は、「建築工事における「快適トイレ」設置の試行要領」（長野県建設部建築住宅課）を適用する工事である。

試行要領：<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/infra/kensetsu/kenchikugijutsu/kaitekitoire.html>

- (2) 本工事は、「週休2日工事実施要領」を適用する工事である。

実施要領・経費の補正について

: <https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/infra/kensetsu/gijutsu/syukyu2niti.html>

## 23 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用权は、発注者に移譲する。

## 24 設計図 CAD データについて

本工事の設計図 CAD データを貸与する。貸与した CAD データは、本工事の履行に必要な施工図の作成及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。

## 25 完成写真の著作権の権利等について

工事受注者は、完成写真の撮影者との契約にあたって、以下の事項を条件とすること。

- ① 完成写真は、県が行う事務並びに県及び県が認めた公的機関の広報に、無償で使用する事ができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 以下に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
  - イ. 完成写真を公表すること。
  - ロ. 完成写真を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

## 26 電子納品について

本工事は、「建築工事における電子納品に係る試行要領」（長野県建設部建築住宅課）を適用する工事である。

試行要領：[https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/documents/densinohin\\_yoryo.pdf](https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/documents/densinohin_yoryo.pdf)

## 27 ~~工事における創意工夫等について~~

~~工事受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで~~  
~~所定の書式により提出することができる。~~

提出書式：[https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/20141201kansoka/20141201kansoka\\_yousiki.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/20141201kansoka/20141201kansoka_yousiki.html)



(様式 8 号)

## 再資源化及び再生資源等使用状況報告書

工事名： \_\_\_\_\_

### (1) 再資源化状況

コンクリート塊			アスファルト・ コンクリート塊			木くず		
発生量 (t)	再資源 化量 (t)	再資源 化率 (%)	発生量 (t)	再資源 化量 (t)	再資源 化率 (%)	発生量 (t)	再資源 化量 (t)	再資源 化率 (%)

### (2) 再生資源使用状況

再生クラッシュラン (m <sup>3</sup> )	再生アスファルト・コンクリート (t)	再生土砂 (t)

### (3) 信州リサイクル製品使用状況

認定番号	品目名	製品名	数量	単位

※「信州リサイクル製品」については、長野県環境部資源循環推進課ホームページ参照  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/shigen/ninte/index.html>

## 週休2日工事に係る経費の補正について

週休2日工事実施要領（以下「実施要領」という。）第6第2項及び第9項の規定に基づく直接工事費、間接工事費の補正については、以下のとおり行うものとする。

## 1 用語の説明

(1) 達成度とは、週休2日の達成率により、以下で判定したもの。

達成度	達成率	現場閉所率
達成	100.0%以上	28.5%以上
未達成	100.0%未満	28.5%未満

(2) 達成率とは、「週休2日相当の現場閉所<sup>※1</sup>日数」に対する「実際の現場閉所日数」の割合。

$$\text{達成率} = \frac{\text{(実際の現場閉所日数<sup>※2</sup>)}}{\{ \text{(工事着手日から工事完成日<sup>※3</sup>までの期間)} - \text{(控除期間<sup>※4</sup>)} \}} \times 28.5\%$$

(3) 現場閉所率とは、「工事着手日から工事完成日までの期間から、控除期間を除いた期間の日数」に対する「実際の現場閉所日数」の割合。

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{(実際の現場閉所日数<sup>※2</sup>)}}{\text{(工事着手日から工事完成日<sup>※3</sup>までの期間)} - \text{(控除期間<sup>※4</sup>)}}$$

※1 現場閉所・・・建築工事の場合、現場休息を含む。

現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、1日を通していずれの現場作業（現場事務所での事務作業含む）も実施しないことをいう。ただし、交通規制に伴う交通誘導及び現場の安全確認（防犯、防火等）のための見回り並びにこれらに準ずる作業は現場作業から除くものとする。

※2 実際の現場閉所日数・・・控除期間を除くものとする。

※3 工事完成日・・・片付けを含む現場作業が完了する日とする。

※4 控除期間・・・工事着手日から工事完成日までの、年末年始6日間（基本12月29日から1月3日）、夏季休暇3日間（基本8月13日から15日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など（災害対応、維持工事等の

発注者による緊急・応急的な指示等も含まれる)) の合計期間のことをいう。

## 2 補正の方法

### (1) 当初設計時

当初の予定価格において、以下のとおり労務費、機械経費（賃料）、間接工事費率の補正を行うものとする。

#### (ア) 建築工事以外の建設工事

労務費、機械経費（賃料）、間接工事費率に対して、表1に記載の補正係数を乗じる。ただし、市場単価は、表1-1に記載の補正係数を乗じる。

表1 建築工事以外の建設工事における補正係数

補正係数			
労務費	機械経費 (賃料)	間接工事費率	
		共通仮設費率	現場管理費率
1.05	1.04	1.04	1.06

#### 【留意事項】

- ・工場製作工における労務費の補正は行わない。

#### 【補正の計算例】

- ①労務単価 18,500円の場合：  
 $18,500円 \times 1.05 = 19,425円$ （整数止め）
- ②機械経費（賃料） 4,970円の場合：  
 $4,970円 \times 1.04 = 5,168円$ （整数止め） オペレーターを含む賃料の場合も同様に算定するものとする。
- ③共通仮設費率12.78%、地域補正1.3の場合  
 $12.78\% \times 1.3 = 16.61\%$ （小数点以下第3位を四捨五入して2位止め）  
 $16.61\% \times 1.04 = 17.27\%$ （小数点以下第3位を四捨五入して2位止め）
- ④現場管理費率32.73%、地域補正1.1、冬期補正值0.23の場合  
 $32.73\% \times 1.1 = 36.00\%$ （小数点以下第3位を四捨五入して2位止め）  
 $36.00\% + 0.23 = 36.23\%$   
 $36.23\% \times 1.06 = 38.40\%$ （小数点以下第3位を四捨五入して2位止め）

表 1-1 建築工事以外の建設工事における市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードレール）※1	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）※1	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	植樹・剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.03
リップ付硬質塩化ビニル管設置工		1.03
砂基礎工	人力施工	1.05
砂基礎工	機械施工	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.05
碎石基礎工	機械施工	1.05
組立マンホール設置工		1.05
小型マンホール工		1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01
取付管およびます設置工	取付管敷設及び 支管取付工	1.02

※1 環境色含む

※2 加算額の単価の構成が材料のみの場合は補正しない  
（デジタル土木コスト情報及び土木施工単価参照）。

(イ) 建築工事

労務費に対して、表2に記載の補正係数を乗じる。

ただし、市場単価及び補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を乗じることにより、新営工事においては市場単価及び補正市場単価を補正し、改修工事（全館無人改修及び執務並行改修）においては基準単価及び基準補正単価を算出する。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格に表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を乗じることにより掲載価格を補正する。

(参考)

「全館無人改修」、「執務並行改修」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(1)により、「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ. 基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を乗じることにより市場単価（または補正市場単価）を補正して算定する。

表2 建築工事における補正係数

補正係数 労務費
1.05

表 A-2

工種	摘要※	新営	改修
		補正率	補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。  
 なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表 E-2

工種	摘要	新営	改修
		補正率	補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17
	配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03

表 M-2

工種	摘要	新営	改修
		補正率	補正率
保温工事	配管用 ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧ファンパ-類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダクトパ-等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25

(2) 変更設計時

週休2日の取組みが、完全週休2日または週休2日相当に満たない場合は、実施要領に基づく取組みの実績に応じて、当初の予定価格において補正した経費について、以下のとおり変更するものとする。

(ア) 発注者指定型週休2日工事

(i) 建築工事以外の建設工事

労務費、機械経費（賃料）、間接工事費率に対して、表3に記載の補正係数を乗じる。ただし、市場単価は、表3-1に記載の補正係数を乗じる。

表3 建築工事以外の建設工事における補正係数

達成度	達成率	現場閉所率	補正係数			
			労務費	機械経費 (賃料)	間接工事費率	
					共通仮設費率	現場管理費率
未達成	100.0 %未満	28.5 %未満	1.00	1.00	1.00	1.00

表 3-1 建築工事以外の建設工事における市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数
鉄筋工		1.00
ガス圧接工		
インターロッキングブロック工	設置	
	撤去	
防護柵設置工（ガードレール）※1	設置	
	撤去	
防護柵設置工（ガードパイプ）※1	設置	
	撤去	
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	
	撤去	
防護柵設置工（落石防護柵）		
防護柵設置工（落石防止網）		
道路標識設置工	設置	
	撤去・移設	
道路付属物設置工	設置	
	撤去	
法面工		
吹付砕工		
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		
道路植栽工	植樹・剪定	
公園植栽工		
橋梁用伸縮継手装置設置工		
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		
橋面防水工		
薄層カラー舗装工		
グルーピング工		
軟弱地盤処理工		
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		
硬質塩化ビニル管設置工		
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		
砂基礎工	人力施工	
砂基礎工	機械施工	
砕石基礎工	人力施工	
砕石基礎工	機械施工	
組立マンホール設置工		
小型マンホール工		
取付管およびます設置工	ます設置工	
取付管およびます設置工	取付管敷設及び 支管取付工	

※1 環境色含む

※2 加算額の単価の構成が材料のみの場合は補正しない  
（デジタル土木コスト情報及び土木施工単価参照）。

(ii) 建築工事

労務費、市場単価及び補正市場単価並びに物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）に対して、表4に記載の補正係数又は補正率を乗じる。

表4 建築工事における補正係数

達成度	達成率	現場閉所率	補正係数	補正率	
			労務費	市場単価及び補正市場単価	物価資料の掲載価格 (市場単価以外の材工単価)
未達成	100.0 %未満	28.5 %未満	1.00	1.00	1.00

3 適用年月日

令和6年4月1日以降に起工起案を行う建設工事から適用する。（閲覧設計書の総括情報表の「実施設計単価表等の適用日」において、「06.04.01」と表示される工事から適用する。）

4 備考

国土交通省所管公共土木施設の災害復旧事業に関する週休2日工事における経費は、査定設計書において計上することが効率的な場合には、計上することが出来るとされているため、留意すること（「令和5年災害手帳」（一社）全日本建設技術協会）160頁参照）。